

死亡届を出されたみなさまへ

死亡届に伴う手続きのご案内



① 死亡届を出されたみなさまへ

この度は、謹んでおくやみ申し上げます。

本書では、死亡届提出後に必要となる手続きをご案内いたします。

(火葬がお済みの場合は、すでに死亡届を提出されています)

- 火葬許可証は、斎場で火葬を行った後に火葬済の証明印が押されたうえで返却されます。
- 納骨される際には、この証明印が押された「火葬許可証」が必要になります。大切に保管ください。
- 死亡届は、亡くなられた方が登録されている住所地や本籍地によって、住民票や戸籍謄本に記載される日数が異なります。
このため、住民票や戸籍謄本が必要な場合は、あらかじめ、住所地や本籍地の役所の担当窓口にご確認ください。
- 亡くなられた方のマイナンバーカードや通知カードを返納していただく必要はありません。
(様々な手続きで亡くなられた方のマイナンバーが必要な場合があります)
- 身近な方が亡くなられた際に必要なお手続きのうち、一部の手続きについては、大阪市行政オンラインシステムで事前申請が可能です。
詳しくはこちら⇒



② 区役所で行う手続き

死亡届に伴う区役所での手続きのご案内です。

事由により手続きが異なる場合もありますので、詳しい内容につきましては、各担当の窓口にてお尋ねください。

項 目	担当窓口	○手続き (☆…ご持参いただくもの)
国民健康保険に加入中の方が死亡された場合	4階 48番 保険年金(保険)担当 06-6715-9956	○資格喪失の手続き ☆国民健康被保険者証又は資格確認書(世帯主の変更を伴う場合は世帯全員のもの) ○葬祭費の申請 お葬式を行われた方に葬祭費が支給されます。(口座振込) ☆国民健康保険被保険者証又は資格確認書 ☆火葬許可証 ※火葬許可証がない場合は、死亡診断書などの死亡の事実が確認できるもの及び領収書などの葬祭を行ったことが確認できるものが必要です。 ☆申請者(受取人)の通帳 または 振込口座のわかるもの ☆申請者の本人確認できるもの (マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等)
後期高齢者医療保険(75歳以上)に加入中の方が死亡された場合	4階 48番 保険年金(保険)担当 06-6715-9956	○葬祭費の申請 お葬式を行われた方に葬祭費が支給されます。(口座振込) ☆後期高齢者医療の被保険者証又は資格確認書 ☆葬儀の領収書(申請者の氏名が記載されているもの) または、葬儀執行証明書 ※領収書に氏名の記載がない場合や執行証明書がない場合は、領収書と請求書や会葬礼状など葬祭を行った方を確認できるものが必要です。 ☆申請者(受取人)の通帳 または 振込口座のわかるもの
年金を受け取っていない方が死亡された場合		○死亡一時金・遺族基礎年金・寡婦年金の請求 遺族の方等へ支給される場合がありますので、窓口へお尋ねください。 また、他に支給される年金がある場合もあります。 「③ 年金の手続き」をご覧ください。
年金受給中の方が死亡された場合		○未支給年金の請求 年金は亡くなった時点で受給権が消失しますが、亡くなった月分までの年金(未支給年金)は、その方と生計を同じくされていた遺族の方が請求することで受け取ることができます。 障害基礎、遺族基礎、寡婦、老齢福祉年金の未支給年金の請求にあたっては、「③ 年金の手続き」をご覧ください。窓口へお問い合わせください。 ※その他の年金の請求、該当する遺族がおられないなど、未支給年金の請求ができない方については「③ 年金の手続き」をご覧ください。該当する窓口等へお問い合わせください。

項 目	担当窓口	○手続き （☆…ご持参いただくもの）
児童手当・ 児童扶養手当を 受給されていた方が 死亡された場合	2階 21番 福祉サービス担当 06-6715-9857	○児童手当は15日・児童扶養手当は14日以内に手続きが必要です。 ☆来庁者の本人確認書類 ☆児童扶養手当証書（児童扶養手当受給者のみ） 詳しくは、担当窓口へお問い合わせください。
こども医療証・重度 障がい者医療証・ ひとり親家庭医療 証をお持ちの方が 死亡された場合	2階 21番 福祉サービス担当 06-6715-9857	○医療証の返却等、手続きが必要です。 ☆各種医療証 詳しくは、担当窓口へお問い合わせください。
敬老優待乗車証を お持ちの方が 死亡された場合	2階 21番 福祉サービス担当 06-6715-9857	○敬老優待乗車証の返却等、手続きが必要です。 ☆敬老優待乗車証 詳しくは、担当窓口へお問い合わせください。
公害医療手帳を お持ちの方が 死亡された場合	2階 24番 健康増進担当 06-6715-9882	○公害医療手帳の返却等、手続きが必要です。 ☆公害医療手帳 ☆死亡診断書の写し ※手続きが無く、給付金が過払いになると返還の手続きが必要となります。 ご注意ください。 また、請求により遺族補償が給付される場合があります。詳しくは、担当窓口 へお問い合わせください。
障がい者手帳（身 体・精神・療育）を お持ちの方が 死亡された場合	2階 21番 福祉サービス担当 06-6715-9857	○手続きが必要です。 ☆各種障がい者手帳 詳しくは、担当窓口へお問い合わせください。
介護保険証を お持ちの方が 死亡された場合	2階 22番 介護保険担当 06-6715-9859	○介護保険証を返却してください。 詳しくは、担当窓口へお問い合わせください。

③ 年金の手続き

年金を受け取っていない方が死亡された場合

【死亡一時金 <4階 48番保険年金(保険)担当06-6715-9956>】

国民年金保険料納付済期間が3年以上ある方が老齢基礎年金・障害基礎年金を受けずに死亡したときに生計を同じくしていた遺族に支給されます。

※遺族基礎年金を受けることができる方がいるときは支給されません。

※死亡日より2年経過すると時効により請求できません。

【遺族基礎年金 <4階 48番保険年金(保険)担当06-6715-9956>】

死亡者と生計同一の18歳に達する日以降の最初の年度末(3月31日)までの間にある「子」(1・2級障害を持つ20歳未満の子)又はその「子」のある配偶者

【寡婦年金 <4階 48番保険年金(保険)担当06-6715-9956>】

国民年金保険料納付済期間(納付期間+免除)が10年以上ある夫が死亡したとき、妻が60歳から65歳に達するまでの間支給される

※死亡一時金を受けている方は請求できません

【遺族厚生年金 <最寄りの年金事務所:今里年金事務所(06-6972-0161)>】

厚生年金加入中または過去に厚生年金加入期間がある方は遺族厚生年金が受け取れる可能性があるためお近くの年金事務所にお問い合わせ下さい

年金受給中の方が死亡された場合

※年金事務所に個人番号(マイナンバー)が登録されている方は死亡届を省略できます。あらかじめ年金事務所に確認してください。

【死亡届の提出】

該当する遺族がいらないなど、未支給年金の請求ができない方は、年金事務所に死亡届のみ提出が必要です(厚生年金は10日以内、国民年金は14日以内)。

※死亡届の提出が無く、年金が過払いになると、返還の手続きが必要となります。ご注意ください。

【未支給年金の請求手続き】

※未支給年金:年金は亡くなった時点で受給権が消失しますが、亡くなった月分までの年金(未支給年金)は、その方と生計を同じくされていた遺族の方が請求することで受け取ることができます。

(請求できる遺族と優先順位)

1 配偶者 2 子 3 父母 4 孫 5 祖父母 6 兄弟姉妹 7 三親等内の親族

亡くなられた方が受給していた年金

お問い合わせ先

① 国民年金(老齢基礎年金) 年金事務所

② 厚生年金(老齢・障害・遺族) 年金事務所

③ 共済年金 各共済組合

④ 国民年金(障害基礎・遺族基礎・寡婦) 申請者の住所地の市区町村
※生野区の場合<4階 48番保険年金(保険)担当>

⑤ 老齢福祉年金 受給者の住所地の市区町村
※生野区の場合<4階 48番保険年金(保険)担当>

<必要書類>

① ~ ③ の場合:それぞれの窓口にお問い合わせください。

④ ~ ⑤ の場合:申請者の住所地の市区町村にお問い合わせください。
※生野区の場合<4階 48番保険年金(保険)担当>

④ 区役所以外で行う手続き

死亡届に伴う、区役所以外で行う手続きのご案内です。事由により手続きが異なる場合もありますので、詳しい内容につきましては、個別にお問い合わせください。

項 目	お問い合わせ先										
税金について	<table> <tr> <td>所得税</td><td>生野税務署 06-6717-1231</td></tr> <tr> <td>固定資産税(土地)</td><td>なんば市税事務所 06-4397-2957</td></tr> <tr> <td>固定資産税(家屋)</td><td>なんば市税事務所 06-4397-2958</td></tr> <tr> <td>個人市民税</td><td>なんば市税事務所 06-4397-2953</td></tr> <tr> <td>軽自動車税</td><td>なんば市税事務所 06-4397-2954</td></tr> </table>	所得税	生野税務署 06-6717-1231	固定資産税(土地)	なんば市税事務所 06-4397-2957	固定資産税(家屋)	なんば市税事務所 06-4397-2958	個人市民税	なんば市税事務所 06-4397-2953	軽自動車税	なんば市税事務所 06-4397-2954
所得税	生野税務署 06-6717-1231										
固定資産税(土地)	なんば市税事務所 06-4397-2957										
固定資産税(家屋)	なんば市税事務所 06-4397-2958										
個人市民税	なんば市税事務所 06-4397-2953										
軽自動車税	なんば市税事務所 06-4397-2954										
自動車の廃車や名義変更	<table> <tr> <td>軽自動車</td><td>軽自動車検査協会大阪主管事務所 050-3816-1840</td></tr> <tr> <td>普通自動車</td><td>なにわ自動車検査登録事務所 050-5540-2059</td></tr> </table>	軽自動車	軽自動車検査協会大阪主管事務所 050-3816-1840	普通自動車	なにわ自動車検査登録事務所 050-5540-2059						
軽自動車	軽自動車検査協会大阪主管事務所 050-3816-1840										
普通自動車	なにわ自動車検査登録事務所 050-5540-2059										
相続等について	○預金等の相続 銀行、郵便局等にお問い合わせください。 ○不動産(土地・建物等)の相続 不動産(土地・建物等)の所在地を所管している法務局 ※生野区の管轄は、大阪法務局天王寺出張所 06-6772-2535 ○遺言や相続放棄等のご相談 大阪家庭裁判所 06-6943-5321										
電気・ガス・電話	○口座振替の名義変更又は解約(廃止)等 ご加入の事業者にご確認ください。										
水道	○口座振替の名義変更又は解約(廃止)等 水道局お客様センター 06-6458-1132										
生命保険	○保険金等の請求 ご加入の保険会社等にお問い合わせください。										
新聞・クレジットカード	○解約等 ご加入の販売店・カード会社等にお問い合わせください。										

令和3年6月現在で作成したものです。窓口・電話番号や手続き方法などが変わる場合があります。
あらかじめご了承ください。

